

【テーマ】労働者の損害賠償責任とその限度

＜事件の概要＞ Aは主に小型貨物自動車運転業務に従事していたが、会社所有のタンクローリーを臨時に運転することになった際、先行車に追突して、先行車と会社の車両を破損させてしまった。会社はAに対して、先行車に対する損害賠償及び会社の車両の修理などにかかった費用など合わせて40万円を請求した。

＜裁判所の判断＞

使用者がその事業の執行について労働者の過失（重過失）により、直接損害を被り又は損害賠償責任を負担した場合には、使用者は損害の公平な分担という見地から、諸事情に照らし、信義則上相当と認められる限度において、労働者に損害の賠償又は求償の請求をすることができ、その範囲は損害の4分の1を限度とすべきである。（茨城石炭商事事件・最一小・昭51.7.8）

【解説】

- 民法上、労働者が労務遂行上必要な注意を怠ったり、労働義務に違反して使用者に損害を与えた場合、使用者は、労働者に対して、債務不履行に基づく損害賠償（民法415条、416条）あるいは不法行為に基づく損害賠償（同法709条）を請求することができます。また、労働者が業務の際に第三者に損害を与え、使用者がその損害を労働者に代わって賠償した場合にも、使用者は労働者に対し当該賠償について求償を求めることができます（同法715条3項。この権利を「求償権」といいます）。
- しかし、これらの民法の条項をそのまま適用すると、労働者は常に損害賠償のリスクを抱えて働くことになり、過酷な事態になりかねません。そこで、裁判例では事案に応じて労働者の損害賠償責任を制限する判断がなされています。
- 設例で取りあげた判例は、「損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において」という基準を立て、その範囲でのみ使用者の損害賠償請求及び求償権の行使を認めました。この考え方は、その後、債務不履行（労働義務違反）を理由とする損害賠償請求の事案においても援用されています。ここでは、責任制限の基準は、①労働者の帰責性（故意・過失の有無・程度）、②労働者の地位・職務内容・労働条件、③損害発生に対する使用者の寄与度（指示内容の適否、保険加入による事故防止・リスク分散の有無等）に求められています（大隈鉄工所事件・名古屋地判昭62・7・27）。
- これまでの裁判例をみると、（ア）労働者に重大な過失までは認められないケースでは、使用者のリスク管理の不十分さ等を考慮して使用者による賠償請求や求償請求を認めないとしたものがあります（M運輸事件福岡高判平13.12.6）。また、（イ）重大な過失が認められるケースでも、使用者が、対物保険及び車両保険に加入していなかったことや、タンクローリーを臨時に運転させていたこと等の事情を考慮して本件のように責任を4分の1に軽減しているものや、2分の1に軽減しているものなどがあります。他方、背任などの悪質な不正行為等の場合、労働者の責任制限はとくに考慮されない傾向にあります（日本コンベンションサービス事件大阪高判平10.5.29）。

【ポイント】

- 使用者は、労働者の業務上の過失で損害を被った場合、労働者に対して、信義則上相当と認められる限度においてのみ賠償又は求償の請求ができる。
- 責任制限の基準は、①労働者の帰責性（故意・過失の有無・程度）、②労働者の地位・職務内容・労働条件、③損害発生に対する使用者の寄与度（指示内容の適否、保険加入による事故防止・リスク分散の有無等）に求められる。